

令和5年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 令和5年3月10日(金)

散 会 令和5年3月10日(金)

仁 木 町 議 会

令和5年第1回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

- ◆日 時 令和5年3月10日（金曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場
-

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）
日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について
令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）
日程第8 議案第1号 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）
日程第9 議案第2号 令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第10 議案第3号 令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第11 議案第4号 令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第12 執行方針 令和5年度仁木町町政執行方針
令和5年度仁木町教育行政執行方針

令和5年第1回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 令和 5年 3月10日（金） 午前 9時30分
 散 会 令和 5年 3月10日（金） 午後 0時09分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（8名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教
 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣 7 番 上 村 智 恵 子
 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

3 番 門 脇 吉 春

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 長	浜 野 崇
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	教 育 次 長	菊 地 健 文
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
財 政 課 長	和 田 秀 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 沢 世 紀
企 画 課 長	新 見 信	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
住 民 課 長	河 井 健	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 課 参 事	渡 辺 和 之	代 表 監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。門脇議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から、令和5年第1回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・磨議員及び2番・木村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る2月28日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、承認2件、議案19件、発委1件、意見書3件の計25件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が3人から3件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。別紙、議事日程のとおりであります。はじめに、定例会1日目。日程第3まではこれまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告、日程第5の行政報告につきましては、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、いずれも省略いたします。日程第6から第7の専決処分・補正予算につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第8から第11の補正予算につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第12の執行方針につきましては、令和5年度仁木町町政執行方針及び、令和5年度仁木町教育行政執行方針の説明でございます。1日目はここまでとし、散会いたします。次に、定例会2日目。日程第13の一般質問につきましては、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、上村議員1件の順でございます。日程第14から第17の令和5年度各会計予算につきましては、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選を行います。名称につきましては、令和5年度各会計予算特別委員会、委員数は議長を除く全議員8名でございます。日程第18から第22の条例制定・条例改正、日程第23の指定管理者の指定、以上6件につきましては、予算に関連する議案のため、一括提案説明を受けた後、令和5年度各会計予算特別委員会に付託し審査いたします。

令和5年度各会計予算特別委員会の日程案について申し上げます。1日目、3月13日は正副委員長の互

選を行います。2日目、3月14日は付託議案の説明を行います。3日目・3月16日、4日目・3月17日は付託議案の質疑を行います。5日目・3月20日は付託議案の質疑及び討論・採決を行います。

続いて、日程第24から第28の条例制定・条例改正につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。2日目はここまでとし、散会といたします。続いて、定例会3日目。日程第29の発委につきましては、即決審議でお願いいたします。日程第30から第32の意見書につきましては、即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第33の委員会の閉会中の継続審査、日程第34の委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございます。

次に、会期について申し上げます。令和5年第1回仁木町議会定例会招集日は、本日3月10日金曜日、会期は開会が3月10日金曜日、閉会が3月23日木曜日の14日間といたします。なお、3月11日から12日、14日から21日までは休会といたします。

次に、その他の事項でございます。(1) 新型コロナウイルス感染症防止対策に係る議会運営についてでございます。町内で新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたため、仁木町議会新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを引き続きフェーズ1によることといたします。続いて(2) 当面する行事予定についてはお手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、3月10日から3月23日までの14日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月10日から3月23日までの14日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき3月11日から12日まで、及び14日から21日までの計10日間休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、3月11日から12日まで、及び14日から21日までの計10日間休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイ

ドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長並びに、岩井教育長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほどご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）

○議長（横関一雄）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号の提案説明をさせていただく前に、この度、令和5年第1回仁木町議会定例会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参集を賜り厚く御礼申し上げます。そして原田代表監査委員、今井監査委員、鶴田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員長におかれましても万障お繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

そして先ほど議会開会前に執り行われました表彰状伝達式におきまして、自治功労者として表彰されました横関議長、上村議員に改めてお祝いを申し上げる次第でございます。それでは早速であります、承認第1号の提案説明をさせていただきます。

承認第1号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。令和5年3月10日提出、仁木町長佐藤聖一郎。記といたしまして、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和5年1月11日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2124万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和5年1月11日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第1号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和5年1月11日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。19款. 繰入金を57万8000円追加いたしまして、補正後の合計を48億2124万6000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。4款. 衛生費を57万8000円追加いたしまして、補正後の合計を48億2124万6000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から22款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、一般財源が57万8000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。19款. 繰入金、1項. 基金繰入金につきましては、財源調整のため57万8000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。4款. 衛生費、1項. 保健衛生費につきましては、新型コロナウイルスによる医療逼迫防止のため、医療従事者の多目的滞在施設の使用料57万8000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、議案1件につき質疑の時間は最長で40分とします。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）』は、承認することに決定しました。

日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について

令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）

○議長（横関一雄）日程第7、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第2号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和5年1月20日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ870万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2994万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和5年1月20日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第2号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和5年1月20日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。19款. 繰入金を870万3000円追加いたしまして、補正後の合計を48億2994万9000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。3款. 民生費を870万3000円追加いたしまして、補正後の合計を48億2994万9000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から22款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、一般財源が870万3000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。19款. 繰入金、1項. 基金繰入金につきましては、財源調整のため870万3000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。3款. 民生費、1項. 社会福祉費につきましては、燃料高騰による医療福祉事業者への支援金と事務費で360万1000円の追加、2項. 児童福祉費は、物価高騰によ

る未就学児、子育て世帯への給付金と事務費510万2000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第6号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第6号)』は、承認することに決定しました。

日程第8 議案第1号

令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第6号)

○議長(横関一雄)日程第8、議案第1号『令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第6号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)議案第1号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第6号)。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7834万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5160万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の追加及び変更は、第2表 地方債補正による。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(横関一雄)和田財政課長。

○財政課長(和田秀文)議案第1号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額7834万1000円を減額し、補正後の合計を47億5160万8000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。1款、議会費から13款、諸支出金まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額7834万1000円を減額し、補正後の合計を47億5160万8000円とするものでござい

ます。

4ページをお開き願います。第2表 地方債補正、追加でございます。仁木町社会福祉協議会補助事業につきまして、過疎ソフト分の追加配分により2320万円の追加。2. 変更は、すべて事業完了により、限度額の変更でありまして、街路灯補助事業は250万円に、デイサービスセンター運営補助事業は900万円に、（仮称）子育て支援拠点施設建設事業は1億8400万円に、下水道広域化推進事業は、北後志衛生施設組合執行の事業でありまして、入札不落によりゼロ円に、除雪機械整備事業は2230万円に、橋りょう補修事業は1410万円に、町道西壮3号線整備事業は140万円に、小型動力ポンプ付積載車整備事業は1150万円に、町民センター空調機更新事業は6040万円に変更するものであります。

7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から22款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、国・道支出金が2175万6000円の減、地方債が5940万円の減、その他が1億986万9000円の減、一般財源は1億1268万4000円の増となっております。

9ページをお開き願います。歳入でございます。1款. 町税、2項. 固定資産税につきましては、家屋償却資産の増により1057万3000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。11款. 1項. 地方交付税につきましては、普通交付税の再算定により3172万3000円の追加でございます。

11ページ、14款. 使用料及び手数料、1項. 使用料につきましては、予約制バス利用見込みにより104万3000円の追加でございます。

12ページをお開き願います。15款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金につきましては、障害福祉サービス、障害児給付費等の支出見込みにより91万1000円の減額。2項. 国庫補助金、1目. 総務費国庫補助金は、システム改修及び新型コロナウイルス臨時交付金の額確定により202万4000円の追加、2目. 民生費国庫補助金は、非課税世帯の給付金と子育て支援拠点施設の交付金の確定により861万円の減額、3目. 衛生費国庫補助金は、浄化槽補助金の確定により30万7000円の減額、4目. 土木費国庫補助金は、除雪機械購入、道路メンテナンス事業の確定により212万1000円の追加、5目. 教育費国庫補助金は、額確定により28万円の追加。3項. 委託金につきましても額確定により3万7000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。16款. 道支出金、1項. 道負担金につきましては、額確定により95万6000円の減額。2項. 道補助金、1目. 総務費道補助金は、ぬくもり灯油事業の追加交付分25万円の追加、2目. 民生費道補助金は、重度心身障害者等の額確定により100万7000円の減額、4目. 農林水産業費道補助金は、補助金額確定により1460万2000円の減額。3項. 道委託金は、統計調査委託金の確定により1000円の減額でございます。

16ページをお開き願います。17款. 財産収入、1項. 財産運用収入につきましては、額確定により50万6000円の減額。2項. 財産売払収入は土地の売払いにより9000円の追加でございます。

17ページ、18款. 1項. 寄附金につきましては、一般寄附とふるさと納税の寄附見込みにより1億1610万円の追加でございます。

18ページをお開き願います。19款. 繰入金、1項. 基金繰入金につきましては、事業完了により財政調整基金から森林環境譲与税基金まで1億5661万7000円の減額でございます。

19ページ、21款、諸収入、5項、雑入につきましては、額確定により49万円の追加でございます。

20ページをお開き願います。22款、1項、町債につきましては地方債補正で説明した分でございます。

21ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、議会費につきましては96万9000円の減額で、すべて執行残でございます。

23ページをお開き願います。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては46万7000円の追加で、下段、人事交流職員の赴任旅費と、24ページ中段、財務会計システムの機能向上及び後志広域連合負担金の増で他は執行残でございます。2目、交通安全推進費は執行残5万1000円の減額、3目、文書広報費も執行残で1万6000円の減額、4目、財産管理費は1771万円の減額で、燃料高騰による電気料の増とその他は執行残でございます。

29ページをお開き願います。5目、企画費は1776万5000円の減額で、下段、予約制バスガソリン代の増、その他は31ページまで、すべて執行残になります。

32ページをお開き願います。8目、ふるさとづくり事業費は、寄附金の積立て8908万5000円の追加でございます。2項、徴税費は、後志広域連合負担金の確定により8000円の減額。3項、戸籍住民登録費は執行残46万4000円の減額。5項、統計調査費は財源内訳の変更でございます。33ページ、6項、監査委員費は執行残で11万8000円の減額になります。

34ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費につきましては2507万6000円の減額で、36ページ中段、後志広域連合地域支援事業の負担金の増、その他は執行残と支出見込みによる減でございます。37ページ、2項、児童福祉費は4618万5000円の減額で、電気料の増と、38ページ、保育施設利用給付費等と事業費確定による返還金の増、その他につきましては執行残による減でございます。

40ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては、不妊治療助成金と母子保健の返還金で8万9000円の追加、3目、予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種補助金の返還金で241万7000円の追加、4目、環境衛生費は、クリーンセンターの電気料の増と執行残で3871万9000円の減額、41ページ、5目、上水道費は簡易水道事業への繰出金1636万5000円の減額でございます。

42ページをお開き願います。5款、労働費、1項、労働諸費につきましては執行残1万5000円の減額でございます。

43ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費につきましては1558万6000円の減額で、すべて執行残でございます。

44ページをお開き願います。2項、林業費も執行残で27万円の減額でございます。

46ページをお開き願います。7款、1項、商工費につきましては2403万7000円の追加で、下段、ふるさと納税の寄附見込みによる通信料と委託料の増、その他につきましては事業完了による執行残でございます。

48ページをお開き願います。8款、土木費につきましては、すべて事業完了により1622万7000円の減額でございます。

51ページをお開き願います。9款、消防費につきましても、事業完了により17万3000円の減額でございます。

53ページをお開き願います。10款、教育費、1項、教育総務費につきましては、新型コロナウイルスの感染により休暇となった児童の給食費補助と執行残で4万5000円の減額。2項、小学校費は92万3000円の追

加で、54ページ、重油の増と執行残でございます。3項、中学校費は60万9000円の追加で、55ページの中段になりますが、重油の増と、56ページ、遠距離通学費補助の増と執行残になります。5項、社会教育費は、すべて執行残で4946万5000円の減額で、58ページ、6項、保健体育費もすべて執行残で269万9000円の減額でございます。

62ページをお開き願います。13款、諸支出金、1項、基金費につきましては、公共施設等整備基金と土地開発基金の積立て、合わせて5195万8000円の追加でございます。63ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは2点ほど質問させていただきます。

最初に、予算書29ページの企画費の中の、7節、報償費の関係で、地域おこし協力隊の活動報償費について伺いますけれども、当初予算がこれは1675万1000円ということで計上されておりますけれども、今回、355万5000円の減額ということで補正されておりますけれども、これは隊員1名分に相当すると思うんです。それで、今年、令和5年度の執行方針では、本年3月現在の隊員数が5名ということになっておりますけれども、令和4年度の予算の説明資料を見ますと、委嘱予定としては、昨年4月一杯で1名満了となって退任されたということで、5月以降は予定どおりいきますと、現在の隊員数は、継続が4名と新規2名の合わせて6名ということになりますので、予定どおりにいけば6名ということですが、これについて減額内容とこれらについての確認方ご説明をお願いいたします。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）只今のご質問ですけれども、議員仰せのように約1名分ということで、今回の減額については、当初、令和4年度新規で2名を想定して予算をつけていただいております。実際には1名の委嘱ということで1名分の減額となっているところでございます。

今年度の現在の隊員については、新たに委嘱しました1名と、現在、地域振興員、産業振興員として活動されています3名で、そこで4名になります。そして観光協会の事務局長として1名、予算としてはこの科目ではないですけれども、委嘱させていただいておりますので、合わせて5名ということで、今回の補正予算については1名分の差額の減額ということでご理解をいただければと思います。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そこで1名減となった理由について伺いたいんですよ。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）地域おこし協力隊の募集に関しましては、例年1月もしくは2月頃から募集をさせていただいております。並行して募集をさせていただいている状況でございます。それで、例年2月末に一度締め切って、面接等をして、委嘱の予定を決定するところではございますけれども、そうしない場合はですね、1か月程度ずつ延長しながら募集を継続している状況でございました。その中で、やはりある程度、年度内での活動を進めていただく関係もございまして、5月、6月等に最終的に募集が来ない場合については町長とも相談をさせていただきながら、募集を今年度は締め切るというような判断を例年させていただいております。今年度、令和4年度については、その分1名、地域振興というところの部分で1名減額をさせていただいているという状況です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）分かりました。

それではもう1点、これは、31ページ、同じく企画費の負担金及び交付金の中の地域おこし協力隊の助成金、これも年度当初は1079万5000円計上されておりますけれども、今回149万2000円減額ということで、この令和4年度の予算の説明資料を見ますと、この助成金のうち活動助成金として305万円、それと起業支援補助金として400万円、それぞれ組まれておりますけれども、実際どのような活動をされたのか、あるいはまた、どのような起業支援をされたのか、この実績内容等についてご説明願います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）こちらの活動奨励助成金の使途といたしましては、それぞれの隊員の活動にかかります消耗品、もしくは町外への研修等に行きます旅費等にですね、使われている状況でございます。その他、研修に必要となる書籍等々を事前にこちらの担当の方で、内容と購入物品等も確認をさせていただきながら、活動奨励助成金ということでお支払いをしているものでございまして、それぞれの活動の実績といたしましては、それぞれの隊員が、ワインの振興、その他地域振興員、産業振興員ということで、それぞれ仁木町のワインに関するPR等を行うため、道外に研修ですとかに行っている状況でございまして、それぞれ隊員の方から研修後には復命をいただいている状況でございます。また年に1度ですけども、その年の活動の報告ということで、活動報告を作ってもらって、町のホームページの方で町民の皆さま、そして広く周知をさせていただいているという状況でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今、研修等にこれを使用しているんだということでありまして、実際にこれは研修の中身、どこで何を研修したのか、それでその研修成果として町側と確認もあると思うんですね。それについてはどのように報告を受けているのか、それと1点抜けましたので、起業支援の内容についてご説明願います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）大変失礼いたしました。

活動の具体的なという部分でいきますと、例えばワインの方であれば、道外の飲食店と仁木町のワインを隊員自らがですね、準備をして持参をしながら、ワインのペアリングですとか、あと仁木のワインのPR等々を行っているという状況もございまして、これまでの農業振興員さんでありますと、道内におけるワイン産地のところでですね、ワイン用ブドウの栽培の研修等ですね、そちらの方に長期的な部分も含めて研修に参加しているという状況でございます。

そして起業支援金につきましてはですね、今年度、令和4年度につきましては、4名の隊員、3年間の期間を満了した隊員になりますけれども、4名の隊員が現在活用を予定しているということで、申請を受付しているところでございます。内容につきましては、起業される方であれば、法人設立の登記費用ですとか、今後、起業するにあたって必要な備品等を起業支援金の中から、支援を行っているというものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）なんだかちょっと雑駁過ぎてちょっと内容を良く理解できないんですけども、研修に行かれたのは何名がどこへ行ってどういう研修をしたというのを、もう少し具体的にお願ひできないで

しょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）失礼いたしました。

研修先についてはですね、それぞれが札幌市のセミナー等への参加もごさいますし、先ほどお話しさせていただきました、ワインの関係の隊員については、今年度については沖縄県の方に隊員2人が行ってごさいます。そこで、沖縄県のワインを提供するお店と協力しながら、仁木町のワインの提供・PR、そして仁木町のワインと料理のペアリングということで研究をして、検討して、今後の起業等に活かすということで研修をしてきているところでごさいます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この305万円のうち、どの程度これは消化されたんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）旅費及び活動助成については305万円ということで、上限が1人60万円の上限ということで行ってごさいますので、今年度現時点におきましては、約200万円ほど実績として使用している状況になります。ですので、この1人当たり上限を決めさせていただいてごさいますので、そこを超える部分についてはですね、町の方からの助成というものは、そこで打切り、上限という形で行っているものでごさいます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）もう少し具体的にどういう成果があったということもお聞きしたかったんですけど、何かホームページの方に載っているということなので、後程、拝見したいと思います。

それで、こちらの起業支援の方なんですけれど、元隊員の方が、法人化等の手続等の費用に充てたとか、そういう話をされていますけれど、これ何名がそういうことをされているのか、これについても400万円のうち、幾ら消化されたのか、その辺について、もう少し具体的にご説明願います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）活用された隊員につきましては、今年度が4名、令和3年度が1名、そして令和2年度が2名ということで、これまで合計7名の隊員が起業支援金を活用してごさいます。そして活用された実績といたしましては、全員が起業に当たって、その支援金以上の額の部分を使われたということで、上限の100万円を支援しているところでごさいます。全体では、これまで8名の隊員が上限であります3年間の期間で満了してごさいます。そのうちの7名が起業支援金を活用して仁木町の方で起業、定住等をしているという状況でごさいます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それはどんな起業でその支援を受けているのか、起業の支援の中身なんですよ。今回の4名分ということで、上限100万円ということで400万円ということで計上されておりましたが、そのうち起業される方はどんな内容で起業されるのか。その辺のところをちょっとお聞きしたかったんですが。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）今回の起業に当たっての具体的な内容ということでごさいます。今回の4名につきましては、3名が農業振興員、1名が地域振興員ということでごさいます。農業振興員の方につきましては、ワインの起業、ワインを醸造するというので、ワインの樽ですとか、ワインを醸造するに当た

って必要な資機材等を支援してございます。地域振興員につきましては、シェアハウスを行いたいということで、空き家というか、自らが所有する建物の改修費用について支援の申請が上がって、支援を予定しているところでございます。

○議長(横関一雄)佐藤議員。

○4番(佐藤秀教)それらの実績については、町では確認されているのでしょうか。

○議長(横関一雄)新見企画課長。

○企画課長(新見 信)申請時において購入物品等、そちらも対象にできるかどうかというのをですね、検討しながら申請を受けております。そして実際に実績報告ということで、購入後の写真添付もしていただいておりますし、必要に応じて現地確認等も行いながら実施しているところでございます。

○議長(横関一雄)他にございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第6号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第1号『令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第6号)』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号

令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(横関一雄)日程第9、議案第2号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)議案第2号でございます。令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9716万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしく願いいたします。

○議長(横関一雄)和田財政課長。

○財政課長(和田秀文)議案第2号、令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款. 繰入金と、6款. 諸収入を補正いたしまして、歳入合計額に補正額189万5000円を追加し、補正後の合計を1億9716万4000円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費と、2款. 保健施設費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額189万5000円を追加し、補正後の合計を1億9716万4000円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から6款. 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費から6款. 予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、その他が48万7000円の減、一般財源が238万2000円の増となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。4款. 繰入金、2項. 基金繰入金につきましては、後志広域連合の返還金等により、385万7000円の減額でございます。

6 ページをお開き願います。6款. 諸収入、3項. 雑入につきましては、後志広域連合の精算による返還金623万9000円の追加。4項. 受託事業収入は、収入見込みにより48万7000円の減額でございます。

7 ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費につきましては、後志広域連合負担金の額確定により238万2000円の追加でございます。

8 ページをお開き願います。2款. 保健施設費、1項. 特定健診審査等事業費につきましては、短期人間ドック委託料と特定検診委託料の執行見込みにより48万7000円の減額でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号

令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第3号『令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』

号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 議案第3号でございます。令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3416万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8404万3000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 和田財政課長。

○財政課長(和田秀文) 議案第3号、令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款、国庫支出金から、6款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額3416万9000円を減額し、補正後の合計を4億8404万3000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費と、2款、施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額3416万9000円を減額し、補正後の合計を4億8404万3000円とするものでございます。

3ページ、第2表 地方債補正、変更でございます。配水管整備事業大江地区の事業費確定により起債限度額を1億2940万円とするものであります。下段、地方公営企業法適用事業につきましても、事業費確定により、起債限度額を1070万円とするものであります。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開きください。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、国・道支出金が590万4000円の減、地方債が1190万円の減、一般財源が1636万5000円の減となっております。

7ページをお開き願います。歳入でございます。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金につきましては、事業完了により590万4000円の減額でございます。

8ページをお開き願います。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては支出見込みにより1636万5000円の減額でございます。

9ページ、6款、1項、町債につきましては、地方債補正で説明した部分でございます。

11ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては執行残39万6000円の減額、2目、維持管理費は72万9000円の減額で、燃料高騰による電気料の増と執行残でございます。

13ページをお開き願います。2款、1項、施設費につきましては、執行残で3304万4000円の減額でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号

令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第4号『令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号、令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ641万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7276万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第4号、令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料と3款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額から補正額641万9000円を減額し、補正後の合計を7276万4000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金を641万9000円減額し、補正後の合計を7276万4000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、

諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳は、一般財源が641万9000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料につきましては、収入見込みにより548万4000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、額確定により事務費繰入金と保険基盤安定繰入金合わせて93万5000円の減額でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付金の確定によりまして641万9000円の減額でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第12 執行方針

令和5年度仁木町町政執行方針

令和5年度仁木町教育行政執行方針

○議長（横関一雄）日程第12、執行方針『令和5年度仁木町町政執行方針』及び『令和5年度仁木町教育行政執行方針』を議題とします。

はじめに、令和5年度仁木町町政執行方針について、発言を許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和5年度町政執行方針。1. 町政執行について。

令和5年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、令和5年度の町政執行方針について申し上げます。

早いもので、令和の新たな時代も5年目を迎え、本年は3期目の任期の折り返しの年になります。この3年間は、コロナ禍の下、町民の命とくらしを守ることを最優先に、町民の皆さまはもとより、そして、医師・看護師・介護職員などエッセンシャルワーカーの皆さまのご協力をいただきながら、感染対策に取り組み、感染拡大の波を乗り越えることができました。5月8日からは、新型コロナウイルスが「季節性インフルエンザ」と同じ「5類感染症」に引き下げられることとなります。これを受け、家庭、学校、職場、地域を始め、あらゆる場面において日常を取り戻すための取組を着実に進めていくことが重要なものと考えております。

令和5年度の当初予算については、人口減少・少子高齢化、複雑・多様化するニーズ、脱炭素化を始めとする社会の変革、コロナ禍で影響を受けた地域経済や昨今の物価高騰などの課題が多岐に渡っていることから「選択と集中」に努め、脱炭素化社会の実現に向けた再生可能エネルギーの実証事業や、近年問題となっている帯状疱疹の予防に向けた補助制度の新設など、高齢者や子育て世代はもとより広範な町民に寄り添い、本町の未来を見据えた予算になっております。さらには、施策の迅速かつ適切な実施やサービスの向上を図るため、住民課とほけん課にまたがっていた福祉関係の業務を集約（ワンストップ化）した「福祉課」を設置するほか、脱炭素化や環境保全に向けた取組を強化するため「住民環境課」を設置するとした組織機構の改正を行います。併せて、町民の皆さまはもとより、民間企業・団体、大学及びプロスポーツクラブなど多様な主体との連携を深め、支援や協働により各事業に取り組んでまいります。こうした考えの下、「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にすまち～すべては未来の子どもたちのために～」の実現に向け、これまで進めてきた事業の更なる推進に加え、新たな視点からの事業にも果敢に取り組み、「第6期仁木町総合計画」及び「仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各般にわたる施策の一層の充実を図り、「仁木愛（にぎあい）溢れる町づくり」を力強く進めます。

それでは、令和5年度仁木町一般会計を始め、3特別会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をいただくに当たり、私の所信と主な施策について申し上げます。令和5年1月23日に閣議決定された「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による本年度の我が国経済の見通しでは、物価高を克服しつつ、計画的で大胆な投資を官民連携で推進するなどし、令和5年度の実質GDP成長率は1.5%程度が見込まれるものの、引き続き海外景気を下押しするリスク、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしています。このような状況の下、構造的な賃上げを目指し、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）といった成長分野への大胆な投資をスタートアップ育成計画やGXロードマップ等に基づき強化を図るとされています。

本町の財政状況は、令和3年度決算の財政健全化を示す健全化判断比率につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれも早期健全化判断基準を下回っている状態であるものの、地方交付税など他に依存する財源が歳入全体の多くを占めるといった財政基盤の脆弱さは、財政運営上の大きな懸念要因となってまいります。今後も、町債や基金の適切な管理によって将来世代へ過度な負担を残さない、将来を見据えバランスがとれた健全な財政基盤を堅持してまいります。

2. 令和5年度予算について。

一般会計の歳入では、町税につきましては、町民税は新幹線トンネル工事業者の法人税割の増収を見込み、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税等を合わせた町税全体では、前年度対比1295万9000円増の

3億3956万8000円を予算計上しております。地方交付税につきましては、普通交付税で18億2000万円を見込み、特別交付税を加えた地方交付税全体では、前年度対比1000万円増の19億7000万円を見込んでおります。地方債につきましては、(仮称)子育て支援拠点施設建設事業、北後志衛生施設組合し尿等受入施設整備事業、農業競争力強化基盤整備事業、仁木中学校大規模改修、過疎対策事業債ソフト分等、それに臨時財政対策債を合わせた14億1690万円を予算計上しております。また、地方譲与税や各交付金におきましては、制度改正や消費動向などに影響され、推計が非常に難しい状況にありますが、前年度の実績や地方財政計画などを推計し、予算計上したところであります。基金からの繰入れにつきましては、定住促進住宅補助金、コミュニティバス運行事業、企業立地、乳幼児等医療費助成事業などの総合戦略関連事業は、ふるさと振興基金1億1639万6000円を、北後志消防組合仁木支署用地購入は北海道市町村備荒資金組合超過納付金3710万円を活用し事業を推進することとしております。これら歳入の状況から、財源の不足分につきましては、財政調整基金1億5335万5000円を取り崩し、繰入れを行っております。

一方、歳出につきましては、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費がかさむ中、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の重点的かつ効率的な配分に努めるとともに、人口減少の克服や子育て支援などの総合戦略の推進、デジタル技術活用による業務改革の推進、公共施設等の脱炭素化などに重点をおいた予算編成を行ったところであります。

予算規模。一般会計、総額54億1983万7000円、前年度対比9億2940万6000円(20.7%)の増。国民健康保険事業特別会計総額2億213万3000円、前年度対比694万4000円(3.6%)の増。簡易水道事業特別会計総額2億4273万2000円、前年度対比2億7550万1000円(53.2%)の減。後期高齢者医療特別会計総額7791万2000円、前年度対比116万円(1.5%)の減。4会計予算の合計は、総額59億4261万4000円となり、前年度対比で6億5968万9000円、12.5%の増となっております。

3. 令和5年度の政策について。～町民に健康と安心を～

少子高齢化の急速な進展や核家族化が相まって、一人暮らしの高齢者が増加するなど、社会構造が大きく変化している中で、全ての住民が家庭や地域の中で健康に自立した日常生活を営み、明るく安心して暮らせるよう、共に支え、共に生きる「福祉コミュニティ」の実現を目指し、令和3年度からスタートした「第3期仁木町地域福祉計画」に沿った取組を行ってまいります。地域の実情に応じた身近なセーフティネットとしての機能を担っている仁木町社会福祉協議会を始め、各町内会や民生委員児童委員と連携を密にしながらか、生活困窮者やひとり親家庭、障がいのある方や高齢者世帯など、それぞれの生活の見守りや声掛け活動等の取組を進めることにより、児童福祉や高齢者福祉、障がい者福祉など全般にわたり、地域福祉の向上を推進してまいります。

介護保険は、介護を要する状態となってもできる限り自宅で自立した日常生活を営めるよう真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する仕組みです。令和3年2月に策定された第8期後志広域連合介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)では、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを、2025年(令和7年)を目標として段階的に構築し、地域の実情に合わせて深化・推進していくこととされております。令和5年度においても介護サービスを総合的・一体的に提供してまいります。高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができる環境を整えることを目的に、医療職や介護職等が一同に介し、個別ケースでの課題を共有する「地域ケア個別会

議」を定期的開催するとともに、地域課題に適応した社会基盤を築いていくため、行政のみならず関係機関等が密接に連携した「地域ケア推進会議」を開催します。また、生活支援体制整備の一環として、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と地域組織や民間事業者等の担い手として構成する協議体を中心となり、互助による生活支援・介護予防サービスの提供体制整備に向け、地域の支援ニーズの把握や関係者のネットワーク化に向けた取組を推進してまいります。本町の高齢化率は40%を超え、認知症高齢者の増加が予想される中、認知症になったとしても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられることを目的に、医師、保健師、ケアマネジャーで構成する「認知症初期集中支援チーム」による、本人や家族に対し、早期診断、早期対応に向けた認知症対策を強化し、取り組んでまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、訪問型サービス・通所型サービスを引き続き実施してまいります。さらに、高齢者が要介護状態となることを可能な限り防ぐことを目的に、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れるよう一般介護予防事業として「通所型短期集中予防サービス運動教室」や、個別対応等の配慮が必要な高齢者の方の認知機能・運動機能の向上を図るため、リハビリ専門職等が仁木・然別・大江・銀山・尾根内地区に赴き実施する「リハカフェ」を今年度も引き続き開催し、介護予防対策と認知症対策を兼ねた一体的な支援に努めてまいります。また、要支援・要介護状態になるおそれのある対象者の把握に努め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう推進してまいります。併せて町独自のサービスであります地域支援事業及び生活支援事業につきましても、町内の社会福祉法人等と連携を図りながら実施してまいります。

障がい者への支援につきましては、障害者差別解消法や障害者総合支援法に基づく合理的配慮や障害福祉サービスに加え、市町村が提供する地域の実情や実態に応じた地域生活支援事業を引き続き実施してまいります。また、近年、身体障がいに関する相談のほか、児童の発達相談、社会参加や就労が困難な方に関する相談が増加し、特に専門的な知識が必要な児童の発達障がい等や成年者の事案が増えていることから、北後志5町村の基幹相談支援センターとなっているしりべし圏域総合支援センターに加え、町内事業所に相談事業を委託し、相談体制の充実を図るとともに、北後志母子通園センターを拠点とした障がいのある子どもたちへの早期療育事業の充実についても、引き続き努めてまいります。

子育てをめぐる様々な課題への対応として、令和元年度に策定いたしました「第2期仁木町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもと家庭と地域で育むやすらぎの里」を基本理念に、地域の皆さまが子育てを通じて優しいつながりを持ち、喜びに満ちた生活の中で安心して子育てができる地域社会を築いてまいります。仁木町すこやか子育て支援センター（i k o r）につきましては、令和6年3月の供用開始に向け、引き続き整備を進め、子どもや子育て世代が安全・安心して過ごすことができる子育て支援の中核的役割を担う施設を目指し、関係団体と密接に連携し、開所に向けた準備をしてまいります。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が全面実施されておりますが、平成29年度から実施している第2子以降の保育料を無償とする町独自の支援である「仁木町多子世帯の保育料軽減支援事業」を継続するほか、子育て世帯の経済的負担を軽減し、さらには、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため平成28年度から実施している第3子以降の出産に対する出産祝金の贈呈、ひとり親家庭に対する保育奨励金を支給する子育て支援推進事業につきましても継続し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することで、子育て世代の経済的な支援の充実を引き続き図ってまいります。社会福祉法人よいち福祉会にき

保育園は、私立の認可保育所として通常保育に加え、ダンスやスキーを取り入れた情操教育を実践しているほか、保護者のニーズに対応した延長保育及び一時預かりの実施や障がいのある児童の保育にも取り組んでおり、今後も引き続き連携を図り、保育サービスの充実に努めてまいります。また、同法人が開設している地域子育て支援拠点「おおきな木」は、子育ての孤立感、負担感の解消を目的に地域の子育て中の親子の交流促進、育児相談などの活動を実施しておりますので、多くの利用が図られるよう子育て世帯への周知に努めるほか、引き続き必要な支援を行ってまいります。さらには、児童養護施設櫻ヶ丘学園において、一時的に養育を必要とする児童を安心して預けることができるよう、仁木町子育て支援短期利用事業を引き続き実施してまいります。大江、銀山の両へき地保育所の運営管理につきましては、引き続き指定管理者制度による保護者のニーズに即した効率的な運営を継続し、地域に根ざした保育所として特性を生かし必要な保育サービスを提供するとともに、今後の地域の実情や利用者からのニーズを踏まえ、保育所のあり方について検討を進めます。日中、保護者のいない家庭の児童に適切な生活の場を提供するため、引き続き放課後児童クラブを仁木地区と銀山地区に開設し、子どもの健全な育成を推進するとともに保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。なお、利用する児童が増加している仁木地区につきましては、施設の確保が難しく児童の安全を確保するため、昨年同様、小学3年生までの受入れといたしますので、ご理解願います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の分類を季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に引き下げることに伴い、感染者等の外出自粛や医療機関への受診などの対応が変化し、コロナ禍の生活様式も変わることであります。また、新型コロナウイルス感染症予防対策として実施されているワクチン接種につきましても国の方針に基づき、今後接種方法が示されてくるため、町民の皆さまに対し、引き続き、安全なワクチン接種体制を提供するとともに、正しい知識の普及や環境整備、医療機関等との連携を強化し、感染症拡大抑制のための予防体制の充実と強化を図ってまいります。町民の皆さまが心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、各世代別に生活習慣病予防に視点をおき、正しい生活習慣の啓発、疾病の早期発見、早期治療のための各種がん検診等を実施するとともに、保健師及び管理栄養士による健康教育・栄養指導や町内の内科医による生活習慣病予防に関する講話を開催するなど、健康増進に向けた意識の醸成にも努めてまいります。

母子保健では、総合戦略の「結婚・妊娠・出産に対する支援プロジェクト」として、不妊に悩む家庭に対して不妊治療に対する助成を引き続き実施してまいります。また、新生児聴覚検査費の一部助成等を引き続き行うとともに、妊娠、出産、子育てに関する相談を実施するなど、子育て世帯に対し、切れ目ない支援に努めてまいります。さらに、発達障がい等で子育てに悩む家庭が増加していることから、臨床心理士による月1回の発達相談につきましても継続して実施してまいります。

精神保健では、在宅の精神障がい者の社会復帰を支援するため、本年度も社会復帰学級を開催するとともに、引きこもり等で社会に適応することが困難な方に対しての相談体制の充実も図ってまいります。また、自分の意思を表明することが困難な認知症高齢者や知的障がい、精神的疾病などにより判断能力が十分ではない方々の権利や財産を守るため、小樽・北しりべし成年後見センターと連携し、成年後見制度により、法律的に保護・支援をしてまいります。

予防接種事業では、予防接種法に基づく乳幼児の各種予防接種やインフルエンザ、高齢者肺炎球菌に対する助成を引き続き実施するほか、今年度からは带状疱疹の発症予防及び带状疱疹後神経痛の予防を目的

に、新たに带状疱疹ワクチン接種に要する費用の一部を助成し、町民皆さまの健康の保持増進に向けた取組を強化いたします。その他、乳幼児期からの歯科保健対策に併せ、学齢期の虫歯予防対策として全ての小・中学校及び保育所において、フッ化物洗口を実施してまいります。また、ピロリ菌を早期に発見・除菌することにより、将来の胃がん等の発症を予防することができることから、中学2年生を対象として、本人及び保護者が同意の上、検査から治療に至るまでの費用を全額町が負担するピロリ菌対策事業を引き続き実施してまいります。

国民健康保険事業は、他の健康保険に加入していない方を対象とした医療保険制度で、市町村が運営してきたところですが、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となった制度となり、北海道が国保運営における中心的な役割を担っております。国民健康保険税の賦課方式については、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割、資産割の4方式だったものを令和3年度からは資産割を廃止し、3方式により算定し、これに伴い国民健康保険税の引下げを行ったところです。さらには、昨年度からは未就学児の国民健康保険税均等割の減額を実施するなど国保加入世帯の負担軽減に努めており、税率については国保事業の持続的かつ円滑な運営を継続させる観点より昨年と同率といたします。後志広域連合に対し、北海道に支払う国保事業費納付金を含めた分賦金を支払っており、本年度は、昨年度に比べて1134万8000円増となる1億7942万3000円の分賦金が示されましたが、被保険者の負担増とならないよう、今後も健康増進や疾病の早期発見の取組に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、保険料の徴収、被保険者証の交付、各種届出・申請書の受付などの業務を引き続き行ってまいります。また、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に対し、健康増進を支援する特定健診・特定保健指導など各種検診等への一部補助や短期人間ドック事業、後期高齢者歯科健診を引き続き実施してまいります。

北海道医療給付事業であります重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等の各医療給付につきましては、総合戦略の「子育て世代の経済的支援プロジェクト」において、中学生までの入通院を対象とした乳幼児等医療費助成を引き続き実施するほか、それぞれの医療給付制度に町単独給付を上乗せし実施してまいります。町民の皆さまが安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制の確保を図ってまいります。また、北しりべし定住自立圏における広域連携により二次医療体制及び救急医療体制の維持を図るとともに、課題となっている産婦人科体制等の周産期医療体制の確保につきましては、北後志6市町村、北海道及び関係医療機関で設置しております「北後志周産期医療協議会」の決定事項に基づき、本町も応分の財政支援を行ってまいります。

近年頻発している自然災害に対しては、防災行政無線を活用して気象情報や警戒情報など早期の注意喚起を行うとともに北後志消防組合仁木支署と協力し、総合的かつ計画的な防災・減災に努めてまいります。また、国及び北海道による原子力防災計画等の修正を踏まえた見直しや計画的な資機材・食料品の備蓄のほか、昨年春に北後志5町村とサツドラホールディングス株式会社など民間事業者と締結した「北後志防災連携に係る協定」に基づき、物資調達や管理、流通備蓄の活用など広域的な防災連携を進めてまいります。防災士の配置につきましては、職員が特定非営利活動法人日本防災士機構が定める養成研修を継続的に履修し、防災士としての認証を受け実務に携わってまいります。本年度も引き続き、所要の研修に職員を派遣し、防災体制の強化に努めてまいります。仁木町地域防災訓練及び北海道原子力防災訓練につきましては継続して取り組み、災害対策に関する理解を深めるとともに、「災害はいつ発生してもおかしくない

もの」という防災意識の醸成を図ってまいります。

消防行政につきましては、町民皆さまの生命、身体及び財産を守ることを消防活動の使命としていただいております。現在、仁木支署では、複雑化・高度化する消防活動及び救急救命活動における知識、技能の維持・向上のため、各種研修会への参加並びに訓練を行うとともに、資機材の整備を計画的に行っております。新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き感染防止資機材の整備や職員の感染防止対策を講じ、消防サービスの低下を防ぎ、町民の皆さまに対する感染リスクの低減に努めてまいります。仁木消防団につきましては本年2月1日現在で男性団員82名、女性団員18名の合計100名が地域防災の担い手として防災意識の向上、地域住民の皆さまへの防災啓発に努めております。令和4年中は北後志消防組合仁木支署発足以来、初の火災件数0件となりました。職員の消防広報・地域住民の皆さまの防災意識の向上による賜物であると考えております。今後におきましても、火災予防に関する広報や消防訓練による火災被害の軽減に向けた取組を継続するとともに、救急救命講習など応急手当の普及拡大に努め、更なる地域住民の防災意識の向上を図るとともに、仁木支署と仁木消防団との連携強化による迅速な消防活動により、町民の安全・安心を確保してまいります。また、北後志消防組合仁木支署用地につきましては消防庁舎建設時から一部を借地として現在まで運用してまいりましたが、この度、土地所有者と売買に向けた協議が整いましたことから用地買収を行います。

交通安全対策につきましては、昨今、悪質ドライバーによる飲酒運転やあおり運転のほか、高齢運転者による交通事故が大きな話題となっていることから、旗の波運動などの交通安全に関する教育・普及啓発活動を交通安全指導員と連携して展開するとともに、交通安全灯の計画的な更新や運転免許証自主返納に係る助成の拡充検討など、多角的な交通安全対策を実施・検討してまいります。また、犯罪防止に大きな役割を担っている防犯灯や街路灯につきましては、電気代の補助を継続し、町内会などの負担軽減に取り組んでまいります。

～町民に質の高い教育を～。

教育における地域課題やあるべき姿を共有し、効果的に教育行政を推進するため、総合教育会議において教育・学術及び文化の振興、児童・生徒の安全対策などの協議を進めるとともに、仁木町教育大綱に基づき、教育委員会や関係機関と意思疎通を図り、「いつまでも・いつでも学べる町」の実現に向け、子どもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めてまいります。

～町民に生活の潤いを～。

生活や産業の基盤であります道路・水道の整備及び適切な維持管理、河川の適切な維持管理を通じ、町民の安全・安心で快適な生活を守るという使命を確実に果たせるよう取り組んでまいります。道路整備事業につきましては、児童及び歩行者の安全な通行空間を確保するため、仁木小学校前の町道西壮3号線の歩道拡幅工事（延長200m）を実施してまいります。また令和6年度の工事に向け、町道仁小前線の道路改良設計（延長290m）を実施してまいります。標識設置事業につきましては、高規格道路工事に伴い町道1番線等に設置する大型標識設置の調査測量設計（3基）を実施してまいります。橋りょう補修事業につきましては、既設橋りょうの長寿命化を図るため、年次計画に基づき、老朽化が著しい銀山農協前橋・ボン漁別橋及び南西橋の補修工事を実施してまいります。町道の維持管理につきましては、交通安全確保のため、本年度も定期的にパトロールの実施、路肩等の草刈り、路面補修などを実施してまいります。除排雪事業につきましては、冬期間の生活道路を確保するため、町道の除雪延長89km（車道134路線、歩道9路線）

の除雪を委託業務により実施するとともに、道路幅員確保のため必要となります排雪業務を実施してまいります。また、個人が管理する私有道路につきましても、除雪を対象とした補助金を引き続き交付してまいります。

後志自動車道余市・小樽間の開通により、観光振興や産業振興のみならず、私たちの日常生活においても、その便利さを実感しているところであります。接続する一般国道5号倶知安余市道路につきましても、鋭意工事が進められており、令和6年度には東町12丁目地内に（仮称）仁木インターチェンジの開通が予定され、北海道新幹線の札幌延伸工事につきましても、二ツ森トンネル（尾根内工区）の本坑掘削工事は、本年2月1日現在でトンネル延長4615mのうち3057m（掘削率66%）まで掘削が進んでいます。新幹線工事に伴うトンネル発生土の受入れにつきましても、大江地区及び長沢地区の住民の皆さまのご理解、ご協力により、大江地区町有地での仮置き、長沢地区町有地への搬入が行われているところであり、今後におきましても、地域の皆さまに情報をお伝えしながら両事業が円滑に進められるよう対応してまいります。河川の維持管理につきましても、引き続き、緊急浚渫推進事業を進めてまいります。本年度は、ポン種川（延長570m）・カジヤノ川（延長300m）の河川掘削及び河川内の伐採工事を実施してまいります。近年、災害が激甚化・頻発化する中、災害の発生を予防するため、緊急自然災害防止対策事業を進めてまいります。本年度は、道路防災として、町道9番線舗装補修工事（延長440m）及び尾猿内西線排水改良工事（延長19m）を実施してまいります。河川改修として、マカナイ川護岸工事（延長120m）・砥の川護岸補修工事（延長50m）を実施してまいります。また、次年度以降の護岸補修に向け、上尾根内川（延長110m）の護岸設計を実施してまいります。

公共交通を確保することは、町民の皆さまの日々の生活に直結する重要な課題であると捉えております。町予約制バス（ニキバス）につきましても、昨年度から定時定路線のコミュニティバスとして運行し、利用者の増加・利便性の向上につながっております。本年度は、新たな「仁木町地域公共交通計画」に基づき、持続可能な交通体系の確立に向けて取組を深化させるとともに、北海道新幹線札幌延伸に伴うバス転換を控え、地域公共交通の転換期を迎える交通体系のあり方について、町民の皆さまから意見や要望を伺いながら、より利用しやすい、持続可能な交通体系の確立に向けて引き続き取り組んでまいります。

町営住宅等事業につきましても、「仁木町営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度は、コスモス30及びサン・然別外壁等改修工事の実施設計を実施してまいります。また、計画に基づくガス警報器の更新を進めてまいります。

水道事業につきましても、本年度は東町8丁目地内の（仮称）仁木インターチェンジ改良工事に伴う町道3番線沿いの配水管移設工事（延長48.5m）を実施してまいります。なお、新然別浄水場を始めとする各水道施設の機械・電気設備につきましても、各種ポンプの交換等、計画的な更新を進めてまいります。人口3万人未満の市町村が運営している簡易水道事業につきましても、令和5年度までに現在の官庁会計から地方公営企業法を適用した公営企業会計への移行を国から要請されていることから、令和3年度より移行に向けた事業に着手しておりますが、本年度はシステム導入及び公営企業法移行支援業務を委託し、令和6年度の開始に向け準備してまいります。今後におきましても、町民の皆さまに安全・安心な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

近年、ライフスタイルや住環境の変化に伴い、ごみの種類も多様化しており、環境負荷の増大が懸念されておりますが、家庭から排出される「燃やせるごみ」につきましても、6市町村からなる北しりべし廃

棄物処理広域連合にて焼却を行っております。当該処理施設は、平成14年からの処理開始後、21年が経過し、焼却設備の更新時期を迎えているため、令和5年度から令和8年度にかけて全面改修を行うこととしており、事業費は総額75億1600万円を見込んでおります。令和5年度は改修工事着工に伴う提出図書等の審査支援業務を行うこととしております。「燃やせないごみ」につきましては、収集後仁木町クリーンセンターにて再分別を行い埋め立てしております。町民皆さまのご協力により、分別収集やリサイクル資源の適正処理が励行され、ごみの減量化が図られているところであります。今後におきましても、更なるごみの減量化と、ごみの出し方のルール及び各種資源ごみリサイクルの啓発を推進し、町民意識の向上に努めてまいります。なお、仁木町クリーンセンターへの埋め立て計画期間が建設時は令和8年度末に満了を迎える予定でありましたが、令和3年度に実施した残余量調査の結果や人口推計に基づくごみの排出量の見直し、クリーンセンターにおける分別処理の徹底に伴う減量化により、埋め立て量が当初計画値を下回る結果となり、最低でも2年程度の延命化が図られることとなり、このため、埋め立て満了期間を令和10年度末としております。また、次期計画地については、令和5年度に候補地を選定し、令和6年度を目途に決定したいと考えております。粗大ごみの収集につきましては、仁木町クリーンセンターへの自己搬入が困難な方のために、本年度も収集を2回実施してまいります。また、日頃のごみ出しに困っている一人暮らしの高齢者や障がい者の方々に声かけによる安否の確認等を行いながら、個別に訪問しごみを収集する「ふれあい収集」を引き続き実施してまいります。

環境対策につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、平成26年度から実施している町内の個人設置・個人管理によるし尿汚水と雑排水処理を行う合併処理浄化槽の設置に係る助成事業を継続し、快適で衛生的な生活環境の確保を図ってまいります。また、本町を含む北後志5町村で構成しております北後志衛生施設組合のし尿については、余市町下水処理場で受入処理をすることとし、国の支援制度（下水道広域化推進総合事業）を活用し、令和4年度より工事を着工する予定となっておりますが、資材単価の高騰や人件費の上昇などにより入札が不落となり、令和5年度に改めて入札を執行することになりましたが、計画どおり令和7年度からの供用開始を予定しております。

余市町、赤井川村とともに例年5月に実施しております余市川クリーンアップ作戦は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度以降中止となっておりますが、令和5年度においても諸般の事情を見据えた上で開催することになっており、開催の有無に関わらず、引き続き余市川環境保全への意識醸成に努めてまいります。

第6期仁木町総合計画では、社会・経済情勢が急速かつ大きく変化する中で、時代の潮流や本町を取り巻く環境、多様化する町民ニーズなど機敏かつ的確に町政に反映できるよう、持続可能な社会を実現するための17の目標（SDGs）との関連性を明確にしました。このうち、景観の整備につきましては、重要な施策の一つとして位置付けており、町民の共有財産である本町の景観を守り未来へつなぐため、地域の特性に沿った景観条例の制定に向けての準備段階として、景観への保全意識の醸成を図るための取組を進めてまいります。脱炭素社会への取組につきましては、昨年度、国の支援制度を活用し、本町における再生可能エネルギー導入に当たっての方向性を示す「仁木町再生可能エネルギービジョン」の策定を行っております。「仁木町再生可能エネルギービジョン」では、再生可能エネルギーの導入に向けた太陽光発電の促進についての方針及び果樹産地である本町の地域課題となっている野焼き等によるダイオキシンや二酸化炭素の排出の解決についての方針が示されたところであります。本年度、太陽光発電の促進については役

場庁舎の屋上・壁面への太陽光発電システムの設置の検証を行い、野焼き等による地域課題の解決に向けては、バイオマス発電の可能性を検証するため、発電の原料となる果樹剪定枝、農産物残渣等を活用したバイオ炭の生成を行い、JA新おたるを始め、後志農業改良普及センター等の関係機関と連携し、発電のためのスキームを構築することとしております。なお、実証調査の実施に当たっては、昨年度に引き続き、国の制度を活用して取り組んでまいります。

マイナンバーを活用した行政サービスの提供を国の動きに合わせて進めていくなど、住民ニーズに即した行政サービスの充実を図ることが更に必要となっていくことから、本町では、これまでマイナンバーカードの取得促進を図るため丁寧な取組を行い、1月31日現在で全町民の6割程度に当たる交付率を達成しております。国は、全国民への交付を掲げていますので、役場庁舎外での申請受付が可能となるよう関係機器を導入し、更なる取組を進めてまいります。

～町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を～。

昨年仁木町農業を振り返りますと、春先からの天候に恵まれ、一部霜害の影響などがあったものの、台風による大きな被害もなく、総じて良好な年でありました。主要農産物でありますミニトマトは定植後の低温・日照不足により収穫量は前年を下回ったものの、市場の平均単価が高かったこともあり、前年を上回る出荷額となりました。水稲も作況指数が104の「やや良」と、ぶどうは露地・ハウス栽培及び醸造用も平年並の生育と収穫となり、さくらんぼも好天に恵まれ収穫期の雨量も少なかったことから、全量4%程度の増収になったものと推計しております。

一方、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、外国人技能実習生が入国できないことによる労働力不足や外食需要の減少による販売価格の低下、観光農園やワイナリーへの来場者の減少など農業分野においても大きな影響をもたらしております。外国人の入国制限が緩和され労働力の確保も図られつつあるところですが、現行の脆弱な制度の下で安定的に人材を確保することは難しいことから、外国人技能実習生に頼らない新たな労働力確保の方策を検討する必要があることから、引き続き関係機関と連携し、国の支援制度の活用など、労働力確保に向けた取組を進めてまいります。また、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足が顕在化していることから、新規就農の育成確保に向け仁木町新規就農受入協議会が中心となり、各種施策や取組を進めるほか、「農業経営の第三者継承の円滑化に向けた仕組みづくり」や「農業人材の供給システムの構築」にも取り組んでまいります。本年度は、4名の農業研修生を受け入れることとしておりますが、来年度に向け、新規就農者の受入れに際し、これまでの取組の結果を検証し、現在、設けている受入基準を見直し、確実に町内で円滑な農業経営を行うことを見込むことができる新規就農者を優先して受け入れることとし、検討しております。ブランド産地確立対策につきましては、新おたる農業協同組合が実施する仁木町産農産物PR活動や、農産物のブランド産地化の支援に引き続き取り組んでまいります。特に、ブランド名「La・La・Shine（ラ・ラ・シャイン）」として注目を集めている生食用ぶどうの「シャインマスカット」は、更なるブランド化に向け、生産者団体及び関係機関と連携した取組に積極的に参加してまいります。農業・農村が有する多面的機能が維持・発揮されるとともに地域全体で担い手を支えるため、農業者等で構成される活動組織が行う取組には、国の多面的機能支払交付金を活用し支援してまいります。水稲の低コスト生産や省力化のため畦畔除去による水田の区画拡大など農業者自らが施工する簡易な基盤整備には、これまで町の単独事業で3か年支援を行ってきたところではありますが、担い手を中心に多くの要望があることから、引き続き本年度より5年間事業を継続することといたします。農業には欠かせない

農業用水を今後も安定的に確保するために、余市川の5つの頭首工については余市川土地改良区が行う改修事業に対し支援を継続して行ってまいります。本年度は、道営事業において令和4年度繰越分と合わせて実施する銀山頭首工の改修工事、さらには長沢頭首工における調査設計費に対し支援してまいります。また、水田農業においては、水田活用直接支払交付金の交付要件が見直されたことに伴い、交付対象とならない水田の畑地化が推進されており、本町においても畑地化を希望する生産者の意向を踏まえ、水田の畑地化を執り進めるとともに、仁木町地域農業再生協議会を中心に国の交付金を活用し転作作物の蕎麦や飼料用米、加工用米、輸出用米への支援を継続し、水田農業の経営安定化に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策につきましては、仁木町鳥獣被害対策実施隊、北海道猟友会仁木支部の協力をいただきながらエゾシカ、熊の駆除を引き続き実施してまいります。また、近年特に被害が拡大しているエゾシカについては、被害の根本的な対応として北海道が設定する適正頭数に向けた取組を推進することとし、捕獲活動に対する支援を大幅に見直し、これまで国からの1頭当たり7000円の支援金に加え、町単独で20000円の支援を行い、目標捕獲頭数を昨年までの60頭から100頭に変更し取組を強化いたします。

令和元年度より国から交付されております森林環境譲与税交付金については、森林経営管理制度に基づく意向調査の実施及び森林造林地の下刈の支援や、本年度完成を予定している仁木町すこやか子育て支援センターの備品購入等に活用することとしております。

毎年変わる気象や世界の様々な情勢変化、国内での産地間競争の激化など、時代の変化に柔軟に対応し戦い抜ける仁木町農業を目指し、令和5年度も町民の皆さまと力を合わせ全力で取り組んでまいります。国内の経済は、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国による金融引き締め等により、依然として厳しい状況にあります。また、町内の商工業者におかれましても、度重なる物価上昇や燃料高騰により、難しい経営環境に置かれております。このような中、経営合理化や事業の円滑化を図るため、北海道の融資等を受ける資金の保証料に対する助成を引き続き行うとともに、経営指導や各種相談業務を行い町内商工業者の健全育成に当たっている仁木町商工会に対する助成も継続して行ってまいります。国税庁発表に基づくデータ分析によると、国内のワイン消費量は10年前と比べ1.3倍に増加しており、国内のワインブームは拡大し続けられると思われまます。仁木町としても道内有数のワイン産地として持続・発展していけるよう、引き続き本町で就農した者や既存ワイナリー事業者の定着に向けて、新おたる農業協同組合等と連携し、各種補助事業や農地取得に関する情報提供を行ってまいります。また、ワイナリー事業者や町民を対象としたワインセミナーの開催や、町民向けワイナリー見学ツアーを実施し、ワイン文化の醸成を図ってまいります。

少子高齢化や技術革新、新型コロナウイルス感染症により、産業構造や就業形態が急速に変化し、都市部では地方の魅力に関心を寄せる人、地域との関わりを持ちたいという人が増加しています。このような環境や社会の変化を踏まえ、既存企業への企業立地助成金等の支援を継続するほか、新たな企業等との連携を一層推進し、移住・定住、企業誘致や関係人口の増加につながる取組を進めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、本年3月現在、5名の隊員が地域おこし活動に取り組んでおります。引き続き地域外の人材を積極的に受け入れ、地域力の維持・強化を図っていくこととし、新たな隊員を募集するとともに、既存隊員の活動や本町への定住定着に向けた支援を関係機関、団体と連携し行ってまいります。

観光の拠点施設である農村公園フルーツパークにきの管理運営につきましては、指定管理者制度を継続

し、民間独自の取組を支援するとともに、効率的な運営と利用者サービス向上を図ってまいります。また、令和6年度に（仮称）仁木インターチェンジの開設が予定されており、観光客の増加が見込まれるところでありますが、本町を訪れる多くの方々に、仁木町の魅力を感じていただくため、一般社団法人仁木町観光協会や仁木町ワインツーリズム推進協議会などと連携したプロモーション活動や商品開発を行うほか、インバウンド旅行者を含む多様な観光客に対する情報の提供や、交流の機会を創出できるよう老朽化が著しい農村公園フルーツパークにきを始め、既存の観光拠点施設のリニューアルに向けた調査・検討を進めてまいります。仁木町観光管理センターは、果樹観光やワインツーリズムなど本町の観光や特産品の情報発信拠点施設としての役割を担っており、引き続き指定管理者制度による効率的な運営に努めてまいります。スポーツ活動をとおした町民の健康増進と交流の場であるふれあい遊トピア公園は、町民の皆さまを始め、多くの方々の利用により賑わっており、特に、パークゴルフ場に関しましては、本年度よりシーズン券を導入することから、さらなる利用者数増を見込んでおります。ふれあい遊トピア公園につきましては、昨年度で指定管理期間が終了したため、新たな取組として民間提案制度を活用し、実施要綱に基づき募集し、指定管理者候補者を選考いたしました。今後の施設管理につきましては、民間独自の発想や取組を更に取り入れた施設の管理運営を行っていただくことを期待しているところであります。令和4年度から指定管理者の管理・運営による一般利用客への供用が開始されました、「仁木町多目的滞在施設（Casual Inn Niki）」につきましては、地域経済の振興を図ることを目的に、観光や仕事等で本町を訪れる方の宿泊施設として活用されているほか、町内外の医療・介護施設で発生した新型コロナウイルス感染症による感染拡大を防止するため、医療・介護職に従事する方の受入れを行い、町内の医療・介護サービスの維持・提供を支えるなど、施設の設置目的を効果的に達成できたものと認識しております。今後も施設の機能を最大限に発揮し、新型コロナウイルス感染症拡大防止施設としての役割はもとより、本町を訪れる観光客やテレワークの受入れを行い効率的な運営とサービスの向上を図るとともに、農業労働力が不足している中、当該施設を活用し、新おたる農業協同組合や大手旅行業者と連携した道外大学生の農業バイトツアーの実施等、地域の課題解決にも活用してまいります。

観光客の誘致促進に向けたイベントにつきましては、昨年度実施した「ワインと伝統芸能の夕べ」の内容を成熟させ、より魅力的なイベントとして本年度も開催するとともに、新型コロナウイルス感染症により中止としておりました「フルーツ&ワインマラニック」につきましても、再開することを決定いたしました。なお、例年開催しておりました「さくらんぼフェスティバル」と「うまいもんじゃ祭り」につきましては、実行委員会の判断により本年度は中止することとなり、今後の開催につきましても、実行委員会において協議されることとしております。また、イメージキャラクターや観光PRなどの観光振興事業に係る仁木町観光協会に対する助成につきましても継続してまいります。

昨年度、多くのご寄附をいただきましたふるさと納税につきましては、2年続けて4億円以上の成果を挙げることができました。本年度も事業者の皆さまのご協力をいただきながら、寄附者に対して感謝の意を表する特産品贈呈事業に取り組んでまいります。

～町民とともに推進するまちづくりを～。

少子高齢化の進行などにより私たちの生活を取り巻く環境は大きく変わり、地域社会が抱える課題も福祉や子育て、防災、防犯など多岐にわたっております。これら地域課題に対応するためには、行政だけではなく、町内会を始め個人やまちづくり団体等がそれぞれの役割分担を考え、互いに協力し行動すること

が大切であり、自助、互助、共助、公助の視点に立ち、行政はより一層対話を進め、町民や関係団体とともに取り組む協働のまちづくりを積極的に進めることが求められています。町内会や各種ボランティアグループが連携を図りながら、将来にわたり支え合い、助け合う地域コミュニティづくりを進めるため、まちづくり協働事業助成を始め、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会など住民活動への支援を継続してまいります。

「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりを進める中、これからも情報提供への要望はますます高まっていくものと考えており、親しみやすい・分かりやすい広報活動を展開し、町広報紙を始め、ホームページやSNSなど様々な情報共有ツールを使用した的確かつ迅速な行政情報及び地域情報の発信に努め、より多くの町民の声を聴き、町民相互の連携が図られるよう広聴機能の強化に努めてまいります。本町が自主自立に向けたまちづくりをさらに進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。町民参加の下、まちづくりの共通目標となる第6期総合計画に基づく計画的なまちづくりを推進してまいります。さらに、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる効率的・機能的な行政体制を確立するため、研修の充実を図り、職員の能力開発・人材育成に努めてまいります。また、庁舎等複合施設につきましては、建設から20年以上が経過しており、計画的な修繕が必要となってきたことから、本年度は、エレベーターシステムの一部更新工事を実施してまいります。

4. むすび。

以上、令和5年度の町政執行に関する所信と主な施策を申し述べさせていただきました。

令和5年1月30日に総務省から公表された「人口移動報告」によると、全国の多くの市町村が転出超過（社会減）となっている中、本町は2年連続して、転入超過（社会増）となりました。これまでの定住人口の拡大に向けた施策の成果が確実に表れていることを認識し、この成果と実績のもと、自信をもって町づくりを進めて行くことへの決意を新たにいたしましたところであります。

仁木町の未来を見据え、持続可能な自立した行財政基盤の確立に十分に留意し、前例に捉われることなく、柔軟で大胆な発想と挑戦し続ける行動力をもって、職員と一丸となって引続き全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆さまのご理解、ご協力を切にお願い申し上げます、令和5年度の町政執行方針とさせていただきます。以上でございます。

○議長（横関一雄）次に、令和5年度仁木町教育行政執行方針について発言を許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）

令和5年度仁木町教育行政執行方針について申し上げます。

令和5年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まる支援によりまして、令和4年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼申し上げます。

現在も続いております新型コロナウイルスによる感染は、収束と拡大を繰り返しており、全ての方の生活に大きな影響を及ぼしております。本町においても、学校行事の縮小や学習活動の制限、更には施設の利用制限など、多くの制約の中での活動となっており、1日も早くコロナ禍前の活動が再開できることを願っています。

さて、学校教育につきましては、仁木町学校教育基本方針に基づき、昨年度から義務教育期間の9年間を見通した小中一貫教育の実現に向けた取組に着手しております。また、生涯学習においては、総合計画

にある「町民に質の高い教育を」の実現に向け、これまで行ってきた事業の見直しや新たな事業を実施して、町民一人ひとりが学習できる環境を整えていきたいと考えております。

令和5年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、第6期仁木町総合計画の将来像である「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にすまち～すべては未来の子どもたちのために～」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が連携しながら取組の方針と具体的な施策を定めました。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要となる基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことにあります。文部科学省では、デジタル化を含む社会の変化に対応するため、GIGAスクール構想で示された個に応じた指導をより一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、学習の充実を図るとともに、情報通信端末や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらの情報手段等を活用した課題解決型学習等により、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論することなどが示されております。そのため、多くの情報手段を適切に活用し、学習活動の充実を図る取組を進めていくほか、個に応じた指導が孤立した学びに陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質、能力を育成する「協働的な学び」の充実にも取り組んでいくなど様々な学習内容を見据えながら一層の充実を図るため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「教育内容の充実」であります。

国内の児童生徒の学力を諸外国と比較しますと、数学や科学に関するリテラシーは世界トップレベルである一方、情報活用能力や言語能力に課題があることが分かっており、その要因として学校の授業や学習において積極的にICTを活用していなかったことが文部科学省から報告されております。このことから、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などに加えICTの活用能力を育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。そのためには、教職員一人ひとりが、子どもたちと共にICTに慣れ親しみ、ICTスキルを向上させると共に、これまでの優れた教育実践とICTを最適に融合することで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげてまいります。なお、教育へのICT機器の活用が急速に進められ、児童生徒の知識不足によりトラブルに巻き込まれる可能性もあることから、情報社会において適切な活動を行うための基になる考え方である情報モラル教育と情報教育に必要な知識を取得させるため、適切な利用について教育委員会が中心となって統一した指導を、関係機関、民間企業、保護者、小中学校間の連携により進めてまいります。

外国語教育の推進につきましては、「読む」、「聞く」の2技能を判定する英検I B A、英語の発音を音声で確認することができるデジタル教科書、外国人との会話する機会として外国語指導助手を活用しながら、英語力の定着・向上に取り組んでまいります。

小中一貫教育につきましては、仁木町学校教育基本方針を踏まえ、仁木地区では小中一貫型小学校・中学校、銀山地区では義務教育学校の導入に向けた準備として、「9年間を通じた指導計画策定」、「9年後の目指す子ども像の設定」、「小中学校間の乗り入れ授業」に加え、「小中合同の教員研修の実施」、「小中合同の公開授業の開催」などに取り組んでまいります。また、銀山地区に開校する義務教育学校の基本設計に

つきましては、昨年度策定した銀山地区義務教育学校基本構想に基づき、現在の銀山中学校の校舎及び屋体の増改築について、町民及び関係機関の意見等を踏まえながら、関係法令に照らし合わせ、基本設計図、仕様等を策定してまいります。仁木地区・銀山地区に設置しておりますコミュニティスクールにつきましては、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組みであることから、保護者や地域住民が学校や地域の課題を共有し、共通の目標、ビジョンを持ち一体となって地域の子どもたちを育み、小中一貫教育に対しても連携しながら進めてまいります。

重点の2つ目は、「教育環境の充実」であります。

教職員の働き方改革につきましては、仁木町立学校の働き方改革アクションプラン（第2期）に基づき、長期休業期間中における閉校日や定時退勤日の設定など従前からの取組を継続しつつ、校務支援システムやICT機器を積極的に活用した効率的な業務の推進のほか、時間外在校時間の公表などの取組を実施し、業務削減や勤務環境の改善に取り組んでまいります。ICT機器の整備につきましては、各学校で学習eポータル、学びの保障オンライン学習システム、デジタル教科書等、デジタル教材の活用が進んでいることに伴い、増加するデータ通信量に対応するため、機器の通信状況に応じたデータ通信の安定化を図る取組を進めてまいります。各学校とも建設後四半世紀が経過し、校舎の老朽化が進んでいることから、仁木町学校施設個別施設計画を踏まえ、本年度は、仁木中学校の外壁及び屋上の大規模改修を実施してまいります。また、他の学校においても計画的な大規模改修について準備を進めてまいります。

重点の3つ目は、「学校給食の充実」であります。

食育につきましては、栄養教諭を中心として引き続き各学校と連携し、食事の重要性や楽しさ、食への感謝の気持ちなどを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた指導、並びに本町及び北後志管内を始めとした北海道産食材を積極的に取り入れることにより、地産地消の大切さや地域の食文化を学び、生産者への感謝の気持ちや生命を尊重する心を育む食育の充実を図ってまいります。なお、コロナ禍やエネルギー価格上昇等の影響により物価が高騰し、食材単価が上昇していることを受けまして、本年度から学校給食費を3.5%程度値上げしてまいります。学校給食調理業務につきましては、「安全・安心な学校給食の提供」を第一に行っておりますが、19年目を迎える調理場設備において耐用年数を超え経年劣化が見られる機器については、突発的な故障による給食の提供停止を防ぐため、本年度は洗浄室等にある食器洗浄機、食缶洗浄機、真空冷却機等を更新する予定であり、今後においても計画的な更新を予定しております。また、子育て世代の経済的支援を図るため、学校給食費の補助を本年度も引き続き実施してまいります。学校給食費を地方自治体の会計に組み入れる「公会計制度」の導入につきましては、学校事務の負担軽減を目的に現在各学校が行っている保護者からの学校給食費徴収業務を教育委員会が行うなど令和6年度の開始に向けて準備を進めてまいります。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習の役割は、町民一人ひとりが生涯を通じていつまでも学べるように地域において様々な学習機会に出会える環境を整えることを目指しています。本町におきましても、第6期仁木町総合計画や教育大綱を踏まえ、子どもから高齢者までがいつまでも、いつでも学べる町づくりを目標として、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「いつまでも学習の推進」であります。

いつまでも学習の推進につきましては、昨年度第8期仁木町社会教育中期計画の実践結果による評価を踏まえ、本年度から令和9年度までの第9期仁木町社会教育中期計画を策定しました。また、仁木町社会教育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めるとともに、行政、学校及び地域が協力して、世代を超えた学習機会を創出するため、町内の社会教育関係団体並びにその他民間企業に協力をいただき、年間を通して多様な体験活動の実施を目指します。子どもの読書活動につきましては、本年度から令和9年度までの第2期仁木町子どもの読書活動推進計画を策定し、子どもたちが読書を通して健やかに成長し、より良い読書習慣を身に付けることができるよう子どもの成長段階に応じた読み聞かせ事業の推進や広報等を活用した本の魅力発信など、読書に親しみを持てる環境づくりに努めてまいります。高齢者の社会活動促進や健康増進を図るため、やすらぎ大学などを通して充実した生活をサポートし、生きがい、やりがいを高める学習を引き続き実施してまいります。

重点の2つ目は、「スポーツ活動の振興」であります。

スポーツ活動の振興につきましては、町民それぞれが自ら親しみ生涯を通して気軽にスポーツを楽しむ機会の拡充を図るため、各スポーツ団体等と連携を図り、町民が日常的にスポーツを楽しむ活動機会の提供や、環境整備に努めていくほか、子どもたちがプロレベルのスポーツに親しみ機会を創出し、選手達と触れ合えることを通して、豊かな人間性やたくましい身体を育む機会を設けたいと考えております。また、スポーツ協会やスポーツ少年団への活動支援による各種事業の充実やスポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動の普及・促進に努めてまいります。

重点の3つ目は、「文化・芸術活動の創出」であります。

文化・芸術活動の創出につきましては、町民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、暮らしに潤いと活力を与えるため、仁木町民センターを中心とした文化施設を町民の心やすらぐ空間として、各文化団体やサークル活動の交流や参加機会の充実を図り、子どもから高齢者まで文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。また、文化財の保護・活用といたしまして、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるため、町指定文化財の保存と町内文化財の調査に取り組み、新たな価値や魅力の発信に努めてまいります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の適切な管理」であります。

社会教育施設の適切な管理につきましては、教養、健康増進、生活文化の向上を図るため、管理人や指定管理者と連携し、引き続き心豊かに生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

また、昭和58年度に開設以降、長年に渡り町民に親しまれている仁木町民スキー場は、老朽化が著しく、リフト及びナイター照明の更新に着手するため、令和5年度、令和6年度の2か年を休止いたします。令和7年度の仁木町民スキー場リニューアルオープンに向けて、冬期スポーツ振興、保健体育の向上及び普及に向けた準備を進めてまいります。その他、施設の多くが建設後30年以上経過していることから、個別施設計画に基づき、計画的な大規模改修等について準備を進めてまいります。

以上、令和5年度に取り組む重点施策を申し上げます。

仁木町が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。教育委員会といたしましては、子どもから高齢者まで、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携の下、一丸となって本町教育の充実、発展に取り組んでまいります。町民の皆さまの積極的な参

画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）以上で『令和5年度仁木町町政執行方針』、『令和5年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後0時09分

再 開 午後0時09分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回開催は、3月13日月曜日、午前9時30分より開会しますので、ご出席願います。

本日のご審議大変ご苦労さまでした。

散 会 午後0時09分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和5年3月10日～3月22日（13日間）

1日目 令和5年3月10日（金）

（開会～午前9時30分 / 散会～午後0時09分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認第1号	専決処分事項の承認について 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）	R5.3.10	承認可決
承認第2号	専決処分事項の承認について 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）	R5.3.10	承認可決
議案第1号	令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）	R5.3.10	原案可決
議案第2号	令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	R5.3.10	原案可決
議案第3号	令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	R5.3.10	原案可決
議案第4号	令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	R5.3.10	原案可決